

## BIGLOBE法人会員規約（BIGLOBEオフィスサービス）

平成24年2月1日施行  
NECビッグローブ株式会社

### 第1章 総 則

#### 第1条（規約の適用）

この規約は、NECビッグローブ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するBIGLOBEオフィスサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。

- 2 第5条第4項に定める運用規定その他の当社が別途定める諸規定は、それぞれこの規約の一部を構成するものとします。また、当社が当社所定の「BIGLOBE会員規約」に基づき提供するサービスに関し別途定める「BIGLOBE会員規約第32条等（会員の義務条項）の運用について」（以下「32条運用ルール」といいます。）の準用があるものとし、当該準用をもって、32条運用ルールの内容に相当する当該諸規定の定めがあったものとみなします。
- 3 この規約の規定と前項の諸規定の内容とが異なる場合、当該諸規定の主題（当該諸規定において定められる特定の本サービスその他の事項をいいます。以下同じ。）に関する限り、当該諸規定の内容が優先して適用されるものとします。

#### 第2条（規約の変更）

当社は、本規約を随時変更することがあります。この場合には、会員等の利用条件その他会員契約の内容は、変更後の新たな会員規約の内容が適用されます。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合には、一定の予告期間において、当社のホームページ上での掲載またはその他の当社が適切と判断する方法にて変更後の会員規約の内容を会員に通知します。

#### 第3条（用語の定義）

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「会員契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (2) 「会員」とは、当社と会員契約を締結している者をいいます。
- (3) 「管理者」とは、その者による本サービスの利用が会員による本サービスの利用を構成することとなるとともに、当該会員による本サービスの利用のため必要となる管理機能に係る当社所定のサービスであって本サービスの一部を構成するもの（以下「管理サービス」といいます。）を利用してこの規約に定める管理措置を当該会員のためとする者であって、当該会員（個人である場合に限り）または当該会員の指定に係る役員、従業員その他の者をいいます。
- (4) 「管理者ID」とは、本サービスを利用するための管理者用のユーザIDをいいます。
- (5) 「登録利用者」とは、その者による本サービスの利用が会員による本サービスの利用を構成することとなる者（管理者を除きます。）であって、当該会員の指定に係る役員、従業員その他の者をいいます。
- (6) 「登録利用者ID」とは、本サービスを利用するための登録利用者用のユーザIDをい

- います。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
  - (8) 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれに係る消費税等相当額をいいます。
  - (9) 「本サービス用通信回線」とは、本サービスに使用するため、当社が他の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者および事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じ。）から提供を受ける電気通信回線をいいます。
  - (10) 「本サービス用設備」とは、本サービスに使用するため、本サービス用通信回線に接続された当社の電気通信設備（コンピュータ本体、入出力装置およびその他の機器ならびにソフトウェア等をいいます。）をいいます。
  - (11) 「オプションサービス」とは、当社が本サービスの一部として提供する付加サービスであって、その詳細について、BIGLOBEオフィスサービス料金表その他の当社所定の方法により、当社が別途定めるものをいいます。

## 第2章 本サービス

### 第4条（本サービスのコース）

本サービスには、そこに当社所定のインターネット接続サービスが含まれるか否か、および含まれる場合のこれに係る料金等の課金方法により、次のコースがあります。その詳細について、当社は、BIGLOBEオフィスサービス料金表その他の当社所定の方法により、別途定めます。

コース名	概要
「無制限」コース	当該インターネット接続サービスが含まれ、かつ、これに係る料金等が定額料金制のコースのうち、利用時間に制限がないもの
「デイトタイム」コース	当該インターネット接続サービスが含まれ、かつ、これに係る料金等が定額料金制のコースのうち、6:00から21:00までの時間帯において利用時間に制限がないもの（当該時間帯以外での利用については、別途時間外に係る料金等の支払を要します）
「従量料金制」コース	当該インターネット接続サービスが含まれ、かつ、これに係る料金等が利用時間に応じて従量課金されるコース
「アプリケーションサービス」コース	当該インターネット接続サービスが含まれないコース

- 2 前項のコースは、管理者IDおよび登録利用者ID毎に適用されます。この場合、管理者IDに適用可能なコースは、前項のコースのうち「無制限」コース、「従量料金制コース」および「アプリケーションサービス」コースとなり、登録利用者IDに適用可能なコースは、前項のコースのすべてとなります。
- 3 前項の管理者IDに適用可能なコースには、管理サービスが含まれます。なお、管理サー

ビスは、オプションサービスおよび本条第1項のインターネット接続サービスのいずれにも該当しません。

#### 第5条（オプションサービスの提供）

会員は、別途当社が定める場合を除き、特別の申込を行うことなくオプションサービスを利用することができます。

- 2 会員は、前項の規定に従いオプションサービスを利用した場合、当該利用に基づき発生する料金等を当社に支払うものとします。なお、当該オプションサービスには、利用した月のみ料金等が発生するものと利用した月以降継続的に料金等が発生するものがあります。
- 3 オプションサービスのうちその利用に際して当社が特別の申込を必要とするものにつき、会員から当該利用の申込があった場合、当社は、第9条の規定に準じて取り扱います。
- 4 会員がオプションサービスを利用する際に当該オプションサービスに付随する運用規定が定められている場合、会員は、当該運用規定に従って利用するものとします。当該運用規定がこの規約と異なる定めをしている場合は、当該オプションサービスに関する限り、当該運用規定が優先するものとします。

#### 第6条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

#### 第7条（営業時間）

本サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本サービス用設備に係る保守の時間を除くものとします。

### 第3章 契 約

#### 第8条（契約の申込）

会員契約の申込は、この規約に同意のうえ当社所定の方法であって次の事項についての必要な記載を伴うものにより行うものとします。会員契約の申込をする方を、以下「申込者」といいます。

- (1) 氏名（または商号）および住所（または所在地）
- (2) 担当部門名、会社業種、資本金、従業員数、年商、経常利益、主要株主および関連会社
- (3) 管理者の氏名、部署名および会員証送付先住所
- (4) 代表者名、自宅住所、電話番号、性別および役職
- (5) 管理者IDに適用される本サービスのコース
- (6) 料金等の支払方法
- (7) その他会員契約の申込の内容を特定するため必要な事項

#### 第9条（申込の承諾）

会員契約は、前条に定める申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾した時に成立します。

- 2 当社は、次の各号の場合には、会員契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、会員契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、

当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。ただし、次の第2号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内に是正されないときに、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。

- (1) 会員契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 申込者が、料金等の支払を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 過去に不正使用等により会員契約（その他当社が提供するサービス契約を含みます。）の解除または本サービス（その他当社が提供するサービスを含みます。）の利用を停止されていることが判明した場合
- (4) その他会員契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

#### 第10条（ユーザID等）

当社は、会員契約成立後速やかに、管理者IDおよびパスワードを記載した会員証を会員に、第8条第3号に定める会員証送付先住所であって当該会員に係るものに宛てて、送付します。

- 2 管理者は、管理者IDおよびパスワードを用いて、登録利用者のため登録利用者IDを当社所定の方法であって当該登録利用者IDに適用される本サービスのコースについての記載を伴うものにより取得することができます。この場合、管理者は、登録利用者IDに符合する初期パスワードを設定することができます。
- 3 管理者および登録利用者は、パスワードを自ら変更することができます。また、管理者は、管理者IDを用いて、登録利用者IDに符合するパスワードを前項で設定した初期パスワードに戻すことができます。
- 4 管理者および登録利用者は、本サービスのうち当社所定のサービスについて、それぞれ管理者IDおよび登録利用者IDならびにそれらのパスワードにより当該サービスを利用することができます。
- 5 会員、管理者および登録利用者は、当社が別途定める場合を除き、管理者ID、登録利用者ID、またはそれらのパスワードを、第三者に使用させ、または売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。
- 6 管理者IDおよび登録利用者IDならびにそれらのパスワードの管理および使用は会員の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。
- 7 管理者ID、登録利用者ID、またはそれらのパスワードにより本サービスが利用されたときには、その管理者または登録利用者自身による利用とみなされるものとし、会員は、その利用に係る料金等を負担するものとします。
- 8 管理者ID、登録利用者ID、およびそれらのパスワードを併せて、以下「ユーザID等」といいます。

#### 第10条の2（管理者および登録利用者等）

会員は、1名の管理者を有し、かつ、管理者および登録利用者を含め1名以上を有するものとします。

- 2 会員は、自己の責任において、管理者、登録利用者および第33条第1項第1号に定める代表者等に対しこの規約の各条項を遵守させるものとします。

- 3 会員は、管理者、登録利用者および第33条第1項第1号に定める代表者等による行為についても、当該行為が会員による行為を構成することとなるか否かにかかわらず、当社に対して責任を負うものとします。
- 4 会員は、管理者および登録利用者による本サービスの利用による料金等について、当社に対して支払の責任を負うものとします。
- 5 第33条第1項第3号に定める会員等の個人情報の管理および取扱いは会員の責任とし、取扱い上の過誤または第三者による不正取扱い等について、当社による同条第3項、第4項、第5項または第6項の規定の違反の場合を除き、当社は一切その責を負わないものとします。また、当該会員等の個人情報が取扱われたときは、当社による同条第3項、第4項、第5項または第6項の規定に基づく取扱いの場合を除き、当該会員等の個人情報に係る会員、管理者、登録利用者または同条第1項第1号に定める代表者等による取扱いとみなされるものとします。

#### 第11条（契約事項の変更等）

会員は、第8条に定める記載事項に変更がある場合（第10条第2項に基づき登録利用者のため登録利用者IDを取得しようとする場合および同項に定める記載事項に変更がある場合を含みます。）、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に申込みものとします。ただし、会員は、管理者IDを変更することはできず、および料金等の支払方法について、第19条第1項第1号に定めるものから同項第2号もしくは第3号に定めるものへ変更し、または同項第2号もしくは第3号に定めるものから同項第1号に定めるものへ変更することはできません。

- 2 当社は、前項の変更申込があった場合、第9条の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合、変更を承諾した月の翌月の初日からの本サービスの利用について変更された事項を適用します。
- 4 本条第1項の規定にかかわらず、会員は、管理者および登録利用者の変更のうちそれぞれ管理者IDおよび登録利用者IDならびにそれらに適用される本サービスのコースの変更を伴わないものを希望する場合、管理者を通じてその旨を当社所定の方法により、当社に届出るものとします。
- 5 会員は、前各項その他の場合において、管理者を通じて当社所定の方法により、管理者および登録利用者に関する情報等の変更、会員証の発行および再発行、独自ドメインメールアドレスの新規設定、変更および廃止、管理者IDおよび登録利用者IDに適用される本サービスのコースの変更、ならびにコンテンツの利用制限等を行うことができます。

#### 第12条（権利の譲渡）

会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

- 2 当社は、会員が第19条第1項第1号、第3号または第4号に定める料金等の支払方法を選択した場合、この規約に基づき、当該会員に何ら通知を行うことなく、当社が当該会員から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、当社が料金等の回収代行業務を委託するJCBまたは会員がその指定したクレジットカードをその選択した第19条第1項各号に定めるいずれかの料金等の支払方法において使用することとなる場合において当該クレジットカードを発行した会社に対し、譲渡することができるものとします。また、当社は、JCBまたは当該クレジットカードを発行した会社に

譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取消し、またはJCBもしくは当該クレジットカードを発行した会社から再譲渡を受けることができるものとします。

#### 第13条（会員が行う契約の解除等）

会員は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から20日までに当社に通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、会員契約の解除があったものとします。

- 2 前項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
- 3 管理者は、登録利用者IDの全部または一部の解除を希望する場合、その旨を当社所定の方法により、当社に届出るものとします。
- 4 当社は、前項の届出があった場合、当該届出があった月の翌月の初日からの本サービスの利用について、当該届出の内容に従い登録利用者IDの全部または一部の解除を適用します。
- 5 管理者は、本条第3項の解除の届出を、当該解除の届出を行った同月末日までは、当社所定の方法により取消することができます。

#### 第4章 利用中止、利用停止および当社が行う契約の解除等

##### 第14条（利用中止）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、会員による本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
  - (2) 他の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
  - (3) 第29条第3項の規定による場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

##### 第15条（利用停止）

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該会員による本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 会員契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 支払期日を経過してもなお料金等が支払われない場合（なお、第12条第2項により権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の不払も含むものとします。）
- (3) 会員が第19条第1項第4号に定めるNTT回収代行による料金等の支払方法を選択した場合において、当該会員の指定した東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社から電話サービス等に係る契約の解除その他の理由により電話サービス等の利用またはNTT回収代行の利用を認められなくなったとき
- (4) 第24条または第32条第2項の規定に違反した場合

- (5) 当社および当社の委託先の問い合わせ窓口等へ、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、または不当な義務等を強要したり、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為をしたりすることで、当社または当社の委託先の業務に著しく支障をきたした場合
  - (6) 解散、廃業もしくは合併をし、または清算に入った場合
  - (7) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
  - (8) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受け、または民事再生手続、会社更生手続、もしくは破産の申立てを受け、または民事再生手続、会社更生手続、破産もしくは特別清算の申立てを自ら行った場合
  - (9) 支払停止、支払不能等の事由を生じた場合
  - (10) 手形、小切手について不渡処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けた場合、もしくは租税滞納処分を受けた場合
  - (11) 当社が会員に対する債権保全上必要と認めた場合
  - (12) 前各号の他この規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
  - 3 会員が複数の登録利用者IDを取得している場合において、当該登録利用者IDのうちいずれかについて本条第1項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が取得する管理者IDおよび当該登録利用者IDのうち他のすべてのものにおいても本サービスの提供を停止することができるものとします。また、会員が取得している管理者IDについて本条第1項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が取得するすべての登録利用者IDにおいても本サービスの提供を停止することができるものとします。

#### 第16条（当社が行う契約の解除等）

- 当社は、前条の規定により本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法により通知することにより、その会員契約を解除することができるものとします。
- 2 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をしないで、当社所定の方法により通知することにより、会員契約を直ちに解除することができるものとします。
    - (1) 第24条第2項または第4項の規定によりファイル等の掲載停止または削除を受けた会員が、同様の掲載等を繰り返し行った場合
    - (2) 前条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合
  - 3 前条第1項および前項の規定にかかわらず、当社は、会員が前条第1項(6)号乃至(11)号所定の事由に該当した場合には、何らの通知・催告を要することなく、かつ、本サービスの利用停止の手順をふむことなく、会員契約を直ちに解除することができるものとします。
  - 4 会員契約は、その成立後であっても、第19条第1項第1号に定める料金等の支払方法を選

択した会員が、JCBから同号に定めるJCB企業間決済サービスに係る契約の解除その他の理由により当該JCB企業間決済サービスの利用を認められない場合には、当然に終了するものとします。

- 5 前4項の規定により会員契約が解除その他の事由により終了した場合、会員は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当社から会員に対する通知・催告を要せず残存債務の全額を直ちに支払うものとします。

## 第5章 料金等

### 第17条（料金等）

料金等の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
  - (2) 月額費用
  - (3) コンテンツ料金
  - (4) オプションサービス料金
  - (5) その他の料金
- 2 料金等の具体的な額は、当社所定のBIGLOBEオフィスサービス料金表によるものとします。

### 第18条（料金等の計算方法）

当社は、本サービスの料金について、毎月の初日から末日までの間（以下「料金月」といいます。）を単位として計算します。

- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することがあります。

### 第19条（料金等の支払方法）

会員は、次の各号のいずれかの方法により、料金等を当社に支払うものとします。

- (1) JCBがJCB所定の「JCP・BPS（BIGLOBE決済代行）会員規約」に基づき提供するJCB企業間決済サービスを利用した決済
  - (2) 当社が発行する請求書に基づく口座振込
  - (3) 口座振替
  - (4) NTT回収代行（東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が、電話サービス等に係る契約に基づき同社の電話等料金の回収のための請求を会員に行うのと同時に当社の料金等の代行回収のための請求も当該会員に行うことにより、当該会員が、同社を通じて当社の当該料金等を支払う方法をいいます。）
  - (5) その他当社が定める方法
- 2 料金等の支払が前項第2号に定める口座振込による場合、会員は、当該口座振込に係る手数料の支払を要します。
  - 3 料金等の支払が第1項第3号に定める口座振替による場合、料金等は本サービスを利用した月の翌々月26日（当日が金融機関または郵便局の休業日のときは翌営業日）に会員指定の口座から引落されるものとします。
  - 4 前3項の規定にかかわらず、会員による支払方法が確定しない場合において、利用した料金等の支払がなされないときは、当該未払の料金等の支払については、支払方法が確定された時に全額一括して支払うものとします。

- 5 前4項の規定にかかわらず、本サービスの料金について、その全部または一部の支払時期を変更させていただくことがあります。
- 6 料金等の支払が本条第1項第4号に定めるNTT回収代行による場合、料金等は本サービスを利用した月の後の東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社所定の月（以下「NTT回収代行月」といいます。）における同社所定の期日に会員指定の口座から引落されるものとし、なお、第13条により会員契約が解除された場合には、前回の支払対象月の後解除がなされた月（以下「解除月」といいます。）までの料金等を解除月の翌月または当該解除月の後のNTT回収代行月に一括して支払うものとし、
- 7 会員が料金等の支払にNTT回収代行による方法を指定する場合には、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の関連規定、所定の手続きに従い、以下の事項に従うものとし、
  - (1) NTT回収代行については、当社指定の申込方法による新規入会時のみ指定できるものとし、Webによる申込み等の当社が指定していない申込方法により申込みをされた場合の指定、または他の決済方法からの変更の指定はできないものとし、
  - (2) 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が定める申込期限内に有効な申込手続きが完了されない場合、当社は、本サービスの提供を中止し、退会処理をすることができるものとし、

#### 第20条（延滞利息）

会員は、本サービスの料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとし、

- 2 当社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

#### 第21条

削除（平成16年3月1日）

#### 第6章 利用上の注意

##### 第22条（端末等）

会員は、自己の費用と責任で、端末を準備し、電気通信事業者等の電気通信サービス等を経由して本サービスを利用するものとし、

- 2 会員は、本サービスの提供に支障を与えないために、前項の端末を正常に稼働するように維持するものとし、

##### 第23条（情報の管理等）

会員は、本サービスを利用して受信または送信する情報については、本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとし、また、会員は、やむを得ない事由により本サービス用設備が故障した場合、その会員、管理者および登録利用者の情報が消失することがあることをあらかじめ承諾するものとし、

- 2 本サービスには、会員が会員の選択するアプリケーションソフトウェアを本サービス用

設備にインストールして実行させる機能(以下「ユーザカスタム CGI 機能」といいます。)がありますが(ただし、本サービス用設備上で動作可能なアプリケーションソフトウェアには当社所定の条件があります。)、当該アプリケーションソフトウェアの作成に使用されたプログラミング言語のバージョンによっては、本サービス用設備上で作動しないか、または作動しても正常に作動しないことがあり、会員はこれをあらかじめ承諾するものとし、当社は、プログラミング言語のうち「Perl」または「PHP」のバージョンアップがなされた場合、当該バージョンアップ後の当該プログラミング言語により作成されたアプリケーションソフトウェアを本サービス用設備上で実行させるために必要な措置を当社所定の Web サイト上で予告したうえで 実施しますが、かかる措置の実施により、当該アプリケーションソフトウェアが本サービス用設備で正常に作動することを保証するものではありません。万一正常に作動しない場合、正常に作動させるための措置は、会員にて実施するものとし、

- 3 会員は、本サービスを利用して開設するホームページからユーザカスタム CGI 機能を利用して個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる指名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。))を収集する場合、収集した個人情報が(当該会員の管理者の行為、第三者による偶然または不正手段によるアクセス等により)漏洩する可能性があることを認識するとともに、当社が当該漏洩を防止するための措置を講じないこと、および当社が当該漏洩に関して一切の責任を負わないことに同意するものとし、

#### 第24条 (会員の義務)

会員は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
- (2) ウイルス等の有害なコンピュータプログラムまたは情報等を送信、掲載または書込む行為
- (3) 他の会員、管理者および登録利用者のユーザID等を不正に取得もしくは使用し、または他の会員もしくは自己のユーザID等を不正に他の会員、管理者、登録利用者もしくは第三者に使用させる行為
- (4) 他の会員、管理者、登録利用者、当社または第三者の著作権、商標権もしくはその他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 他の会員、管理者、登録利用者、当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または特定の地域を名指しする等の方法により他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を傷つけるような行為
- (6) 他の会員、管理者、登録利用者もしくは第三者の財産またはプライバシーもしくは肖像権等を侵害する行為
- (7) 詐欺、規制薬物の濫用または売買、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
- (8) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
- (9) けん銃等の譲渡、公文書偽造、殺人、脅迫等の違法行為を直接的かつ明示的に請負し、仲介または誘引する行為
- (10) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (11) 他の会員、管理者、登録利用者もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の

電子メールを送信する行為、または他の会員、管理者、登録利用者もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール等）を送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の会員、当社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）に違反する行為（以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。）

- (12) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不相当もしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、掲載または書込む行為、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に違反する行為
  - (13) 会員、管理者、登録利用者もしくは第三者の設備等または本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為
  - (14) 選挙運動またはこれに類似する行為
  - (15) 人の尊厳を著しく損なう情報（歴史的、学術的価値を有するものを除く）、人の殺人現場の写真等残虐な情報、事実を反する情報または意味のない情報を不特定多数の者に宛てて送信、掲載または書込む行為
  - (16) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
  - (17) その他法令に違反しまたは公序良俗に反する行為
  - (18) その他本サービスの運営を妨げるような行為
  - (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
  - (20) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
- 2 当社は、前項各号に掲げる内容のファイルその他当社が本サービスの運営上不相当と判断したファイル等を、別途公表する32条運用ルールに従い、掲載停止または削除することがあります。ただし、当社は、当該ファイル等を掲載停止または削除する義務を負うものではありません。
  - 3 本サービスの各ホームページ等には、この規約に定めるほか参加規則を設ける場合があります。会員が、当該ホームページ等に参加する際にはこの参加規則に従うものとします。
  - 4 本サービスの各ホームページ等の主宰者は、自己の運営するホームページ等においてそのテーマに則さない内容のファイルその他運営上不相当と判断したファイル等を掲載停止または削除することがあります。また、本サービスの各ホームページ等の主宰者は、前項の参加規則に従わない会員の参加を制限することがあります。ただし、当該主宰者は、当該ファイル等を掲載停止もしくは削除し、または会員の参加を制限する義務を負うものではありません。
  - 5 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の会員、管理者もしくは登録利用者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の会員、管理者もしくは登録利用者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
  - 6 当社が別途指定する手続きにより、会員が会員との間で利用契約を締結した第三者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して会員契約を締結したときは、当該会員は、当該関係者に

対しても、会員と同様にこの規約を遵守させる義務を負うものとします。

- 7 前項の場合、会員は当該関係者が本条第1項各号に定める禁止行為のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該会員の行為とみなして、この規約の各条項が適用されるものとします。

#### 第25条（他ネット接続）

本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがあります。

- 2 会員が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、会員は、経由するすべての国の法令、電気通信事業者等の契約約款等およびすべてのネットワークの規則に従うものとします。

#### 第26条（本サービスの変更、追加または廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第2条の規定を準用するものとします。

- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

### 第7章 責 任

#### 第27条（責 任）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じ。）にあることを当社が知った時刻から起算して、1日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、会員、管理者または登録利用者による損害賠償請求に応じます。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、会員、管理者または登録利用者に現実に発生した通常損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（1日の倍数である場合に限ります。）に対応する当該本サービスの料金（当該本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日あたりの当該本サービスの平均料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額）により算出します。）に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、当該1日あたりの当該本サービスの平均料金の30日相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。
- 3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が当該他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった会員全員ならびにそれらの管理者および登録利用者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、会員、管理者または登録利用者に現実に発生した通常損害に限り賠償請求に応じます。

- 5 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。
- 6 当社は、会員、管理者または登録利用者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について、その完全性、正確性、有用性その他何ら保証しないものとします。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、当社は、何らの責任も負わないものとします。
- 7 当社は、本契約に基づく本サービスの提供に関連して当社が会員、管理者、登録利用者または第33条第1項第1号に定める代表者等に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員、管理者、登録利用者または第33条第1項第1号に定める代表者等に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき料金に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

## 第8章 保守および運用等

### 第28条（当社の維持責任）

会員は、本サービスを利用することができなくなったときは、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、当社が設置した本サービス用設備もしくは当社が他の電気通信事業者から提供を受けた本サービス用通信回線に障害が生じ、または本サービス用設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその本サービス用設備を修理もしくは復旧または当該他の電気通信事業者にその本サービス用通信回線の修理もしくは復旧を指示します。

### 第29条（通信利用の制限等）

当社は、事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、通信の利用を制限または中止する措置をとることがあります。

- 2 当社は、当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、当該通信に割当てる帯域を制御することがあります。
- 3 当社は、会員、管理者、登録利用者または第三者による本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為があった場合、通信の利用を制限することがあります。
- 4 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、会員、管理者および登録利用者に事前に通知することなく会員、管理者または登録利用者の接続先サイト等を把握した上で、これらの画像および映像を閲覧することができない状態に置くことがあります。
- 5 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、対象となる画像および映像の流通と直接関係のない情報についても、閲覧ができない状態に置く場合があります。

### 第30条（ファイル情報の消去）

当社は、本サービス用設備のファイル容量に余裕がなくなるおそれがあるときは、そのファイルに蓄積されている会員、管理者または登録利用者の情報を消去することがあります。

## 第9章 雑 則

### 第31条（会員への通知）

当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により会員に、第33条第1項第2号に定める会員等のうち当社が適当であると判断する者に宛てて、随時必要な事項を通知するものとします。

- 2 当社から会員への通知は、前項に基づきその内容が本サービス用設備に入力された日に効力を生じるものとします。

### 第32条（著作権等）

別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社または各ホームページ等の主宰者が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当該各ホームページ等の主宰者に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。

- 2 会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、および管理者、登録利用者または第三者をして行わせてはならないものとします。

### 第33条（秘密保持および個人情報の保護）

本条においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「代表者等」とは、第8条、第10条第2項および第11条にそれぞれ定める申込、取得および変更等に際し当社に登録された情報により識別することができる代表者その他の特定の個人（他の情報と容易に照合することができ、それにより識別することができることとなる代表者その他の特定の個人を含みます。）のうち、会員（個人である場合に限ります。）、管理者および登録利用者を除く者をいいます。
- (2) 「会員等」とは、会員（個人である場合に限ります。）、管理者、登録利用者および代表者等をいいます。
- (3) 「会員等の個人情報」とは、会員等に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号その他の記述等（記述、番号、記号その他の符号等をいい、本条第3項各号に定めるものを含みます。）により特定の会員等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の会員等を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
- (4) 「当社知得の会員等の個人情報」とは、会員等の個人情報のうち以下のものをいいます。

[1] 第8条、第10条第2項および第11条にそれぞれ定める申込、取得および変更等に際し当社に登録された情報

[2] 第1条第2項に定める諸規定に基づき当社に登録された情報

[3] 上記[1]および[2]の他、本サービスの提供に関連して当社が知得した情報

(5) 「料金等情報」とは、会員、管理者および登録利用者の利用料金、利用料金明細、請求料金、入金情報その他の料金等の請求・決済に係る実績に関する情報をいいます。

2 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た会員、管理者、登録利用者または代表者等の秘密情報を事業法第4条に基づき保護し、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い開示する場合にはこの限りではありません。

3 会員は、当社が、当社知得の会員等の個人情報のうち次の第1号乃至第9号の各号に定めるものを、当該各号に定めるその利用（第三者への提供を含みます。）の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。

(1) 会員との間において本サービスの提供に伴い必要となる認証、運用業務、料金等の請求、与信管理、ならびに料金等の変更および本サービスの変更、追加または廃止に係る通知をするため、ユーザID等、氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、性別、生年月日、通信履歴、アカウント情報（料金等の支払方法に関する情報をいいます。）、会員契約情報（契約の種類、申込日、契約日、回線の種別・状況・名義人、申込のコースその他の会員契約の内容に関する情報をいいます。）、および料金等情報等を利用すること（第12条第2項により権利の譲渡が行われることに伴い必要となる措置を権利の譲受人に対しとることを含みます。）

(2) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、会員が請求または購入した資料、サンプル・試供品、景品および商品等の配送その他の提供をするため、氏名、ユーザID等、住所、および電話番号等を利用すること

(3) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、会員からの請求、問い合わせおよび苦情に対する対応、出張サポート、または連絡をするため、氏名、ユーザID等、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、通信履歴、および料金等情報等を利用すること

(4) 会員に対し、本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等の品質向上等を図るためのアンケート調査等を行い、その集計および分析等を行うため、ユーザID等、氏名、電子メールアドレス、電話番号、住所、性別、年齢その他の属性に係る情報、料金等情報、および当該アンケート調査等の結果得られた情報等を利用すること

(5) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品、サービス等または広告、宣伝その他の情報の内容を会員向けにカスタマイズする等これを向上させるため、ユーザID等、氏名、電子メールアドレス、Webサイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況、性別、年齢その他の属性に係る情報、料金等情報、および本サービスその他当社が提供するサービスの利用に係る情報等を個別に告知を行うことなく収集するとともに、これらを当社知得の会員等の個人情報その他当社が知り得た情報等と関連付けて利用すること

(6) 前2号に定める当社の提携先等第三者による商品またはサービス等の改良、企画開発

またはマーケティング活動のため、前2号により得られた情報等を、会員および会員等を識別または特定することができない態様にて、当該当社の提携先等第三者に開示または提供すること

- (7) 会員に対し、本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための、当社のWebサイトその他会員の端末上への表示、電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行い、または電話もしくは訪問による説明をするため、氏名、ユーザID等、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、およびダイレクトメール・情報誌等の配信または購読希望情報等を利用すること
  - (8) 会員契約の解除もしくは終了に伴う会員の退会処理または第13条第3項乃至第5項に定める登録利用者IDの解除もしくはその取消に伴う処理のため、それぞれ、ユーザID等、通信履歴、およびその他当該会員の退会処理または当該処理に必要な情報等を当該会員の退会后または当該登録利用者IDの解除もしくはその取消後も当社所定の期間利用すること
  - (9) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い会員等の個人情報を開示するため、当該会員等の個人情報を利用すること
- 4 第1条第2項に定める諸規定に会員等の個人情報に関する利用目的その他の取扱いの定めがある場合において、当該取扱いの定めに基づき新たな会員等の個人情報の登録があるときは、当該新たな会員等の個人情報に関し、当該取扱いの定めとともに前項の規定が、第1条第3項の規定にかかわらず、重ねて適用されるものとします。この場合において、当社知得の会員等の個人情報のうち当該新たな会員等の個人情報を除くものに関しても、当該取扱いの定めとともに前項の規定が重ねて適用されるものとします。なお、当該取扱いの定めは、当該諸規定の主題に関する限りで適用されるものとします。
  - 5 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に従った開示請求があった場合、前3項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。また、当社は、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会および社団法人日本ケーブルテレビ連盟による平成17年10月付での策定に係る「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」（その変更を含みます。）に従った照会があった場合または平成19年2月付での策定に係る「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」（その変更を含みます。）に従った開示請求があった場合、本条第2項の規定にかかわらず、当該照会または開示請求の範囲内で情報を開示することがあります。
  - 6 当社は、本条第3項、第4項および前項前段の場合において、会員等の個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、当該会員等の個人情報を預託することができるものとします。
  - 7 当社は、第29条第4項または第5項に規定する措置を行う場合には、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

#### 第34条（広告メール等）

会員は、当社が、会員または会員等に対し、当社または当社の提携先等第三者に関する広告、宣伝等を含む電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行い、または電話をすることにつき、あらかじめ同意するものとします。

- 2 前項の場合において、会員または会員等は、当社所定の方法にて当社に通知することにより、前項所定の電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行うこと、または電話をすることを拒否することができます。

#### 第35条（準拠法）

この規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第36条（合意管轄）

会員、管理者、登録利用者または第33条第1項第1号に定める代表者等と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附 則

この規約は、平成24年2月1日から実施します。

### BIGLOBEオフィスサービス料金表

#### 通 則

##### （初期費用）

- 1 会員は、第9条第1項に基づく会員契約の成立があった場合、当社が別途料金表で定める管理者ID登録料の支払を要します。
- 2 会員は、第10条第2項に基づく登録利用者IDの取得ならびに第11条第1項および第4項に基づく登録利用者の変更があった場合、登録利用者IDの総数が4IDまでは無料とします。ただし、登録利用者IDの総数が4IDを超えた場合には、それぞれ、当該取得および当該変更があった月の翌月に4IDを超えた登録利用者IDにつき登録料および登録利用者ID登録変更料の支払を要します。

##### （月額基本料）

- 1 会員は、当社が管理者IDを交付した日が属する月の初日から起算して、当該管理者IDの解除があった日が属する月の末日までの期間について、管理者ID月額基本料の支払を要します。
- 2 登録利用者IDに係る月額基本料は登録利用者IDの総数が4IDまでは無料とします。ただし、当該登録利用者IDの総数が4IDを超えた場合には、会員は、当社が当

該登録利用者IDを交付した日が属する月の初日から起算して、当該登録利用者IDの解除があった日が属する月の末日までの期間について、登録利用者ID月額基本料の支払を要します。

- 3 当社は、毎月の初日以外の日管理者IDもしくは前項により月額基本料の支払いの対象となる登録利用者IDの交付があった場合、または毎月の末日以外の日管理者IDもしくは前項により月額基本料の支払い対象となる登録利用者IDの解除があった場合でも、管理者ID月額基本料または登録利用者ID月額基本料の日割を行いません。
- 4 第14条の規定により利用中止があった場合でも、会員は、その期間中の管理者ID月額基本料および第2項の規定により支払い対象となる登録利用者IDに係る月額基本料の支払を要します。
- 5 第15条の規定により利用停止があった場合でも、会員は、その期間中の管理者ID月額基本料および第2項の規定により支払い対象となる登録利用者IDに係る月額基本料の支払を要します。

#### (通信料金)

- 1 会員および管理者は、月額費用のうち管理者ID通信料金について、第4条第1項の「無制限」コース、「従量料金制」コースまたは「アプリケーションサービス」コースから選択するものとします。
- 2 会員は、管理者が月額費用のうち登録利用者ID通信料金について、第4条第1項の「無制限」コース、「デイトム」コース、「従量料金制」コースまたは「アプリケーションサービス」コースから選択するものとします。
- 3 会員は、管理者が登録利用者ID通信料金において「デイトム」コースを選択した場合、最低利用料金、および6:00から21:00までの時間帯（以下「昼間時間帯」といいます。）以外での利用に係る時間につき当社所定の機器により測定した利用実績に基づき算定した時間外料金、の支払を要します。
- 4 会員は、管理者が管理者ID通信料金または登録利用者ID通信料金において「従量料金制」コースを選択した場合、当社所定の機器により測定した利用実績に基づき算定した従量料金の支払を要します。
- 5 会員は、管理者が管理者ID通信料金もしくは登録利用者ID通信料金において「デイトム」コースまたは「従量料金制」コースを選択した場合において、それぞれ、当社所定の機器の故障等により時間外料金または従量料金を正しく算定することができなかつたときは、当社が過去の利用実態等を勘案のうえ次の各号に定める方法により算定した料金額の支払を要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、会員と協議のうえその事情を参酌するものとします。

#### (1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

当社所定の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日を確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断のうえ当該機器の故障等があつたと認められる日）が属する料金月（以下、当社所定の機器において「BIGLOBEオフィスサービスの利用実績が生じた月」といいます。）の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定することができなかつた期間の日数を乗じて得られた額

#### (2) 前号以外の場合

把握可能な実績に基づき当社が別途定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定することができなかった期間の日数を乗じて得られた額

(最低利用料金)

- 1 会員は、管理者が登録利用者ID通信料金において「無制限」コースまたは「デイトム」コースを選択した場合、当社が登録利用者IDを交付した日が属する月の初日から起算して、当該登録利用者IDの解除があった日が属する月の末日までの期間について、最低利用料金の支払を要します。この場合において、当社が登録利用者IDを交付した日が月の初日以外るとき、または登録利用者IDの解除があった日が月の末日以外るときでも、当社は、当該月分の最低利用料金の日割を行いません。